

5月は消費者月間です！

令和元年（2019年度）消費者月間では「ともに築こう 豊かな消費社会～誰一人取り残さない 2019～」を統一テーマとして、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業が全国で展開され、大阪市でも次のとおり取り組みます。



大阪府市連携消費者月間講演会

「キャッシュレス時代の消費者トラブル防止策」

【参加費無料】

クレジットカードや電子マネーなど現金を使わない支払方法は、すでに私たちの生活で身近なものとなっています。

本講演会では、クレジットカードやプリペイドカード、ポイントなど、キャッシュレスでの支払い時の注意点等について、お話しします。

【日時】 令和元年（2019年）5月31日（金曜日）

午後2時30分から4時まで（午後2時から受付開始）

【場所】 大阪市天王寺区役所 3階 講堂

〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号

（電話：06-6774-9625）

最寄り駅：Osaka Metro 谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」

JR大阪環状線「桃谷駅」

【講師】 大久保 育子（大阪府金融広報委員会 金融広報アドバイザー）

【定員】 120人（申し込み先着順）

【申込先】 大阪市消費者センター 電話番号：06-6614-7521

ファックス：06-6614-7525

【主催】 大阪府・大阪市

※ 大阪市消費者センターホームページ [「5月は消費者月間です」のページ](#)にも掲載しています。



◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!）」でも繋がります



消費生活
相談窓口

大阪市内にお住まいの方に限ります。
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座
のご案内

●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。



メインキャラクター
エルちゃん